

意見書

平成 20 年 5 月 22 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

電気通信事業法施行規則等の一部改正に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。
以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

平成 20 年 3 月 27 日に総務省より公表された「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について 答申」(以下、「答申」という。)において、NTT 東西の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)及びひかり電話網は、新たに第一種指定電気通信設備として指定することが適当との結論がなされました。弊社共としましては、当該指定は公正な競争環境整備及び利用者利便の向上の観点からも不可欠な措置と考えるため、今回当該指定に伴い必要な規定整備を行うことに賛同いたします。

しかしながら、NTT-NGN とひかり電話網を第一種指定電気通信設備として指定することは、最低限必要なルール化を行うことに過ぎず、第一種指定電気通信設備制度の趣旨に鑑み、今回の指定が接続事業者の当該設備利用を促進し、かつ公正な競争を促進するものとするべく、各機能のアンバンドル等の詳細を規定する必要がありますが、この観点からは、弊社共は今回の規定整備には依然不十分な点が残されていると考えます。

従って、弊社共としては、今回の規定整備において、以下に詳細に述べるとおり見直しを行うことを要望するとともに、今後、FTTH 市場を中心に電気通信市場における競争状況を定期的に評価の上、NTT 東西の独占状況の改善が見られない場合には、総務省において答申における考え方の修正も含め、各種規定の見直しについて厭わず取り組まれることを要望いたします。

対象省令・告示	該当箇所	意見
電気通信事業法施行規則	第 24 条の 5	<p>【意見】</p> <p>電気通信事業法第 36 条の趣旨から、第一種指定電気通信設備に係る機能について、追加・変更が行われる場合に他事業者との円滑な接続に影響が及ぶ恐れがあるものに関しては、当該機能のすべてが網機能提供計画の届出義務の対象とされるべきです。</p> <p>従って、イーサネットスイッチに係る機能及び SIP サーバに係る機能の追加・変更が、他事業者との円滑な接続に</p>

対象省令・告示	該当箇所	意見
		影響を及ぼさないということが確認されない限り、当該機能は網機能提供計画の届出対象とすべきであり、電気通信事業法施行規則の改正案における第 24 条の 5 の第 13 号及び第 14 号は削除すべきと考えます。
接続料規則	第 4 条	<p>【意見】</p> <p>答申 P24 において、「収容局接続とは、他事業者が自らアクセス回線を調達し又は NTT 東西からアクセス回線を借りた上で、当該回線を NTT 東西の収容局の収容ルータに接続」とあり、また、収容局接続に係る機能をアンバンドルすることが必要と考える理由の一つに、「①競争事業者からは、収容局接続について速やかにアンバンドルして提供することが要望されていること」と記述がされていることから、収容局接続について、接続事業者の要望に沿った内容で提供がなされるよう、接続料規則の改正案における第 4 条の 6 の 2 を以下のとおり修正して頂きたいと考えます。</p> <p><原案></p> <p>接続料規則第 4 条 6 の 2 ルーティング伝送機能</p> <p>一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能</p> <p>他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定収容ルータ(専ら IP 電話の提供の用に供されるものを除く。)で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能(SIP サーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。)</p> <p>特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能</p> <p>他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能</p> <p><修正案></p> <p>接続料規則第 4 条 6 の 2 ルーティング伝送機能</p>

対象省令・告示	該当箇所	意見
		<p>一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能</p> <p>他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定収容ルータ(専らIP電話の提供の用に供されるものを除く。)で接続する場合における一般第一種指定ルータ又は同ルータ及び伝送路設備により通信の交換又は交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。)</p> <p>特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能</p> <p>他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ又は同ルータ及び伝送路設備により通信の交換又は交換及び伝送を行う機能</p>
	第4条 その他	<p>【意見】</p> <p>今回の「ルーティング伝送機能」の細目、例えば閉門交換機接続ルーティング機能については、SIPサーバ等の有するサービス品質や回線認証等の制御機能が含まれています。</p> <p>弊社共は、このような制御機能はサービスに依存することなく一般的な機能としてアンバンドルすることが、答申P21にあるような「接続料の低減」「利用者料金の低減」「利用者料金市場における競争の促進」に資するものと考えられるため、各種制御機能等が特定のサービスに依存しない形で、一般的な機能として早期にアンバンドルされることを要望いたします。</p>
平成13年総務省告示第243号(電気通信事業法第33条第1項の規定に基づく指定に関する件)	第5号	<p>【意見】</p> <p>SIPサーバは、その有するサービス品質や回線認証等の制御機能とルータが連携してセッション制御を行う中核的機能を果たすものであり、NTT-NGNやひかり電話網においてルータや伝送路設備とともにネットワークを構成する主要な設備であることから、SIPサーバを第一種指定電気通信設備の対象に追加することは必要と考えます。</p> <p>なお、ネットワークの中核的機能を果たすものとしてSIPサーバ以外の設備も存在するのであれば(例えば、SDPを司る設備等)、当該設備が指定から外れているということでは、NTT-NGNやひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定する目的を果たせないこととなるため、このような事態を回避すべく、NTT-NGNやひかり電話網を構成する主要な設備の指定漏れが発生しないように省令を規定して頂きたいと考えます。</p>

対象省令・告示	該当箇所	意見
競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン		<p>【意見】</p> <p>NTT 東西と接続事業者とが時期を同じくして新規機能を利用したサービス提供を可能とするためにも、適時適切なアンバンドルは不可欠です。この観点から、アンバンドル機能の追加の必要性を検証対象とすべく、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を改定することに賛同します。</p> <p>加えて、答申にあるように、「競争事業者が NTT 東西と同様のサービスを提供可能な環境を遅滞なく整備しサービス競争の促進を図る」ためには、競争セーフガード制度における定期的な検証のタイミング以外でも、当然ながら接続事業者の要望に応じて随時アンバンドル機能の追加が行われるべきであり、NTT 東西及び接続事業者の当該設備・機能を利用した商用サービス開始時期の調整等といった各種手続きについて、接続事業者の希望するスケジュールでの接続を可能とするために必要な項目とその手続期限を明確化する等、具体的なルール整備が必要と考えます。</p>

以上